

2020年度フロンティア材料研究所 安全衛生講習会

研究不正防止及び コンプライアンス教育について

神谷利夫

コンプライアンス

- 法令順守 (法律、規則、モラル、常識・・・)
 - みんなが守らなければいけないこと
 - みんなを守るもの
- 1. ハラスメント => 相談窓口
 - セクシュアル・ハラスメント
 - アカデミックハラスメント
 - パワーハラスメント
- 2. 研究不正 => ルールを理解
- 3. お金の使い方 => ルールを理解、厳守
- 4. 手続き => ルールを理解、厳守

その『こころの悩み』・・・ 一人で抱え込まないでください

学内にはさまざまな相談窓口があり、あなたの悩みを
解決するお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

すずかけ台 学生相談室

すずかけホール H2棟1階
平日9:00~17:00

☎ 045-924-5888

gakusei.soudan2@jim.titech.ac.jp

どんな悩みでもかまいません。
気軽に話しに来てください。

ハラスメント相談

ハラスメントに関わる
専門の相談窓口です。

soudan@jim.titech.ac.jp

1人で悩まずに
まずはメールをください。



あなたとの相談内容は固く秘密を守りますので、
安心してご相談ください。

10:00~17:00



研究不正

特定不正行為

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm

- **ねつ造** --- 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- **改ざん** --- 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- **盗用** --- 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

論文出版における不適切な行為

- 二重投稿
- サラミ出版 (本来1報で報告すべき研究結果を、意図的に分割)
- データの使いまわし

STAP細胞を覚えていますか？

2014年1月30日 Nature誌に発表

- 再現できない結果を発表
ES細胞の混入？（故意か実験ミスかは小さな問題）
- 画像データを改ざん（コピペ）

⇒ 論文撤回

学位論文の正当性まで問題に

理研 Center for Developmental Biology 解体

重要：

- ページを切り離せない実験ノートに、ボールペンで記録する
（特許でも重要）
- 生データを確認できるように
- 加工したデータは元データと一緒に発表・議論する

研究活動における不正行為事例①

【捏造・改ざん】

米国の雑誌編集責任者より、R大学教授、准教授、助教の研究グループの論文について、同じデータの使い回しがあるとの指摘を受け、調査を実施。その結果、一緒に実施すべき実験を省略して、図版作成時に別の画像を頻繁に使い回していた。

(平成29年2月発表)



教授： 停職10月（全ての論文に関する責任著者であり、研究グループ及び研究指導教員であることから、関与の度合いが高く責任も重いと認定。）

准教授： 停職3月（論文発表当時は助教であり、自ら不正行為をしたものであり責任があると認定。）

助教： 訓告（論文発表当時は大学院生で、教授から指導を受けていたことから、責任の度合いは低いと認定。）

研究活動における不正行為事例②

【盗用】

私立T大学講師について、匿名の第三者より「剽窃」との通報が
あった。調査の結果、当講師が著者となっている3論文を、研究活
動における**特定不正行為**である「**盗用**」が行われたものと認定した。
（平成30年7月文部科学省へ報告）



- ・依願退職により、懲戒処分の実施無し
- ・審査結果に基づく処分等は非公開
- ・盗用と認定された**論文の取下げ**

著作物の引用：~~気軽なコピー~~

著作権法の第32条 — 著作物の引用 (quotation, citation)

著作権情報センター: <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

Wikipedia : <https://ja.wikipedia.org/wiki/引用>

引用できる条件 (quotation)

- ・ 公表されている著作物である。
- ・ 引用の目的上、**正当な範囲**である、**必然性**がある。
- ・ 引用部分とそれ以外の部分の「**主従関係**」が明確。
- ・ 「引用部分」が明確。
- ・ 「引用部分」が**改変されていない**。
- ・ 「**出典元**」が**明示**されており、著作者が明らか。

人文系では一発で論文撤回も

著作物でない場合でも出典を明記

著作物：著作権法第2条第1項第1号で定義

「思想又は感情を**創作的**に表現したものであつて、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

著作物以外は著作権法の保護の対象ではない

が、 ■ ■ ■ ■ ■

- ・ 引用したい(コピペしたい) 内容は、誰かが時間とコストをかけて作ったもの。**レスペクト(引用)しましょう。**
- ・ **レスペクトするほどの価値がないと思うのであれば、自分で作れ**

科学研究における引用 (citation)

- 基本的に、自分の文章・図を使う。
- 引用する際は、必ず出典を明記する。
 - 他人の著作物だけでなく、自身の論文でも
(二重投稿を防止)
- 先輩の修論や研究室内報告資料などの参照でも
- ありふれた説明、絵や写真でも
- Webで公開されているものでも
- 引用部は改変しない。改変した場合は明記。
- 引用部が明瞭に区別できるようにする。
- 全文引用はしない。
- 転載等について注意書き等がある場合はそれに従う。
- 論文剽窃チェックソフトウェア「iThenticate」を利用。
学位論文提出時には確認が義務付けられている

大学の資金、研究費の不正使用の例

- **カラ謝金** (実労働時間相当以上の給与の請求 等)
TA (teaching assistant)、RA (research assistant) の勤務記録に注意
- **カラ出張** (要した金額以上の水増し請求 等)
- 架空発注による業者への預け金 (**プール金**)

悪質な場合は刑事告発されることも

教職員、研究費を申請・使用する研究者は全員、毎年「公正な研究活動のための研修会」に参加。

参加証を取らないと、研究費の申請ができない

(学内限定) <https://www.titech.ac.jp/about/policies/efforts/activities/>

「東工大 研究不正」で検索してみよう

2015年1月3日

また「東工大」で研究費不正 7000万円詐取 “異色経歴教授”の金への執着

<https://www.sankei.com/premium/news/150103/prm1501030009-n1.html>

業者に、薬品を納品したことにして代金を還流させた

67歳の元教授：懲戒解雇相当、退職金返納請求
逮捕：元教授、元秘書、相手会社2人

- ・ 不正に加担しない
- ・ 不安を感じたら相談窓口へ

研究費の不正使用事例①

【カラ出張による不正経費取得】

事案発覚の契機：
内部会計監査

国立S大学准教授は、**架空の旅費申請**や、**宿泊数の水増し**をした旅費申請を行い、虚偽の旅行完了報告を提出して、不正に旅費を取得していた。

また、旅費申請時に添付する資料として、**架空の研究会開催要項**や、その研究会で使用したとする**プレゼン資料の偽造**も行っていた。



停職2月

(平成30年10月発表)

本学では

「**旅行事実を確認する書類**」及び「**旅費の支払に必要な書類**」の提出を求めています。

提出した書類が虚偽であると発覚した場合、申請者は懲戒等の処分を受ける可能性があります。

研究費の不正使用事例②

【カウ出張による旅費受給及び二重請求】

事案発覚の契機：
職員が疑義を抱き、上司に報告

公立S大学准教授は、**学会開催会場に赴きながらも学会には参加せず**、旅費申請・出張報告に学会参加と記載し、外形的には支出要件を満たした資料を提出し、旅費を受給していた。

また、外部からの出張依頼で旅費支給があることを申告せず、同一の出張について、大学及び外部に対して**二重請求**していた。

（平成30年12月発表）



本学では

虚偽の用務内容での申請や二重請求は、不正受給となります。
他機関からの出張依頼で旅費の支給がある場合はご注意ください。

研究費の不正使用事例③

【旅費の水増し請求】

事案発覚の契機：
事務局会計課による疑義照会

公立〇大学教授は、同一の出張において、同日又は極めて近い日に航空券を二重予約し、大学には高額な航空券の領収書で旅費を支出させた。実際には安価な航空券又は無料の特典航空券で旅行し、差額を不正に受領していた。

(平成30年9月発表)



- ・依願退職により処分の実施なし
- ・大学ホームページにて氏名公表

本学では

航空券代を支払ったことが確認できる資料の提出を求められます。

研究費の不正使用事例④

【架空請求(旅費(宿泊代, 交通費)・謝金)】

事案発覚の契機:
学内からの通報

国立S大学 教授

- (1) 旅費(宿泊代): 学生が借りていた部屋に宿泊したにもかかわらず、宿泊代を請求した。
- (2) 旅費(交通費): 旅費に関する取り決め上で認められていない自家用車にて移動したにもかかわらず、鉄道での移動として交通費を請求した。
- (3) 謝金: 学生に購入させた花と高速代の代金相当を、立替払い等の手続きを行わずに、労働時間を水増しした謝金として請求した。

(平成29年9月発表)



諭旨解雇相当(他の学内規程違反も勘案して決定)

本学では

- (1) 「自宅, 実家, 親戚宅又は友人宅等に宿泊する場合の宿泊料」は、支給しません。「国立大学法人東京工業大学旅費支給細則」
- (2) 自家用車での移動は認められていません。
- (3) 謝金の水増し請求は、禁止されています。

学生も注意が必要

- ・ 教員等から不正に関わる依頼が来ても拒否する

⇒ 相談窓口へ

例: 学生の口座に振り込まれたバイト代、出張費などの
還流

- ・ 発注物品の納品等

検収、納品・伝票等の受け取りを迅速に教職員に連絡する。
(請求書の日付から40日以内に支払いを完了)

- ・ 出張

手続きを迅速に (遅れると立て替え払いになる)

出張書類を忘れずに

学会の参加証明資料、プログラム
航空券半券、航空券伝票など

まとめ

規則、常識、モラルを守って有意義な学生生活を

1. ハラスメント => 相談窓口
2. 研究費等の使い方 (物品の注文時、納品時、出張、学会参加)
 - ・ 手続きは迅速に
 - ・ 必要な書類などは事前に確認、教職員に相談
3. 研究不正
 - ・ 研究費がなくなる
 - ・ 研究者としての将来が消える
 - ・ 一般人としても信用がなくなる

コピー

- ・ 安易にコピーしない
- ・ 引用した場合は必ず出典を明記

ねつ造、改ざん、盗用

- ・ 絶対にしない